1002-03-01

一般社団法人　日本原子力学会

核燃料部会細則

平成28年6月24日　核燃料部会全体会議メール承認

（目的）

第１条　本細則は「核燃料部会規約」（1002-03）第1条および第3条に基づき，核燃料部会（以下，「部会」という）の運営について定めることを目的とする。

（部会長の職務）

第２条　部会長は，部会を運営する運営小委員会の委員長として，運営小委員会を統括する。

２　部会長は，日本原子力学会代議員の任にあたるものとする。

（副部会長の職務）

第３条　副部会長は，部会長を補佐して，部会長がその職務にあたることができない場合には，部会長の職務の代行をする。

２　副部会長は，運営小委員会の副委員長として委員長を補佐する。

３　副部会長は，日本原子力学会代議員の任にあたるものとする。

４　副部会長は，部会等運営委員会の委員の任にあたるものとする。

（部会長等の選任）

第４条　部会長および副部会長を選任する際には，その出身母体が大学法人，国の機関および産業界から偏ることなく構成されるよう配慮する。

２　部会長および副部会長は，部会員の互選により選出し，部会全体会議の承認を得る。

３　部会長，副部会長および幹事の任期は1年とする。ただし，再任を妨げない。

４　運営委員は，部会員の中から委員長がこれを指名して，部会全体会議の承認を得て決定する。

（運営小委員会の業務担当）

第５条 広報（部会報を含む），庶務（財務を含む），国内企画（横断活動，「春の年会」・「秋の大会」企画），核燃料セミナー，国際活動，部会賞選考の業務をそれぞれ担当する幹事を運営小委員会にて選出し，運営小委員会の承認を得た後，部会全体会議に報告する。

（広報幹事の任務等）

第６条 広報幹事は，部会の活動，研究等に関する情報を適宜発信する。

２　広報幹事は，部会のホームページを作成し，管理する。

３　広報幹事は，部会報を年2回発行する。

（庶務幹事の任務等）

第７条　庶務幹事は，運営小委員会の事務を担当し，運営小委員会の開催，部会全体会議の開　　催等その他必要な事項全般を担当する。また，部会の予算の策定および管理ならびに決算をおこない，その結果を部会全体会議に報告する。

（国内企画幹事の任務等）

第８条　国内企画幹事は，核燃料にかかわる事業のうち国内事業を企画し，組織する。

２　国内企画幹事は，事業の運営について，必要に応じて他部会等とも連携する。

３　部会が国内で開催主催または共催する国際会議について，これを担当する国際活動幹事に協力する。

（核燃料セミナー幹事の任務）

第９条　核燃料セミナー幹事は，原則年1回，核燃料セミナーを企画し，組織する。

２　核燃料セミナー幹事は，他部会等と共催する場合等は，必要に応じて関係幹事と連携する。

（国際活動幹事の任務）

第10条　国際活動幹事は，核燃料にかかわる国外の学協会等の諸機関との交流促進にかかる事業を企画し，組織する。

２　国際活動幹事は，国際会議等，国外諸機関と主催または共催する国際会議等，関連する事業を企画して，組織する。

３　国際活動幹事は，本条2項に示す国際会議等の運営について，必要に応じて，他部会等とも連携する。

４　部会が国内で主催または共催する国際会議については，国際活動幹事が担当の主体となり，必要に応じて関連幹事の協力を得る。

（核燃料企画小委員会の設置）

第11条　国内企画，核燃料セミナーおよび国際活動のそれぞれの活動を潤滑におこなうために，核燃料企画小委員会を設置する。

２　核燃料企画小委員会の委員長は，運営小委員会の副委員長が担当する。

３　核燃料企画小委員会は，核燃料企画小委員会委員長が国内企画幹事，核燃料セミナー幹事，あるいは国際活動幹事の了承を得て召集する。

４　核燃料企画小委員会は，上記幹事が担当する業務のうち，必要な事項について議論，検討し，企画のまとめ，組織の構築に関して幹事を補佐する。

５　核燃料企画小委員会の委員は，部会員の中から核燃料企画小委員会委員長がこれを指名して，運営小委員会の承認を得て決定する。

６　核燃料企画小委員会の活動は，運営小委員会に都度報告する。

（核燃料部会部会賞）

第12条 原子力平和利用を目的とした核燃料工学に関する学術および技術を顕彰することを目的として，核燃料部会部会賞を授与する｡

２　核燃料部会部会賞の表彰については「核燃料部会部会賞表彰細則」（1002-03-02）に別途定める。

（改定）

第13条　本細則の改定は，核燃料部会運営小委員会が起案し，核燃料部会全体会議の承認を得たのち，部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

１　平成24年3月19日　第37回核燃料部会全体会議制定,同日施行

２　改定履歴

　①平成21年12月9日　核燃料部会運営委員会決定

　②平成22年9月15日　第35回核燃料部会総会承認

　③平成24年3月19日　学会管理の内規に変更

　④平成24年3月19日　第37回核燃料部会全体会議制定

　⑤平成28年6月24日　「核燃料部会細則」に変更　核燃料部会全体会議メール承認，平成29年2月10日　部会等運営委員会メール報告，平成29年3月21日　第7回理事会報告

附則

１　平成28年6月24日承認の細則は，核燃料部会全体会議承認の日から施行する。